

生産緑地買取申出必要書類一覧表《故障の場合》

申請書類：正副2部(副は写しでも可)

提出書類	備考
買取申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・実印を押印 ・申出者が複数いる場合や複数筆の申出をする場合は、裏面の記入例を参照 <p>※複数筆の申出の場合、それぞれの筆の買取り希望価格を記載して下さい。</p>
印鑑登録証明書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・申出者が複数人の場合は全員分必要(筆に係らず原本一通) ・発行から3ヵ月以内のもの
位置図(1/2500程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図又は1/2500の白地図等に申出地の位置を明示したもの
土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・筆ごとに原本1通(写しでも可) ・登記事項要約書は不可 ・発行から3ヵ月以内のもの <p>※分筆し、一部分だけ申出をする場合、生産緑地として残す部分の土地登記簿謄本も添付して下さい。</p>
公図	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から3ヵ月以内のもの(写しでも可)
主たる従事者証明書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に農業委員会に申請し、証明書の交付を受けてください。
《申出地に所有権以外の権利(抵当権や地役権等)がある場合》	
権利を消滅させる旨の書面	<ul style="list-style-type: none"> ・「買取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利を消滅させる」旨を記した書面 ・所有権以外の権利を有する者が複数いる場合は、権利者ごとに作成して下さい。 ・権利抹消確約書を得ることができない場合、それらの権利を抹消したうえで、買取申出を行って下さい。
【相続等の納税猶予が設定されている場合】	<p>謄本上抹消されていない場合は、以下のどちらかの書面を提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署から市に対して出された抵当権の抹消についての同意書 ・税務署の受付印が押印された相続税の納税猶予取りやめ届出書(写)
《代理人が申出をする場合》	
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・申出者全員の記名、押印が必要

※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

※上記提出書類で現住所を確認できない場合は、現住所を確認できる書類(住民票等)を提出して下さい。

※印鑑登録証明書は現住所が記載されているものを提出して下さい。

※原本還付を希望される場合は、決裁後に還付します。

原本還付を希望する書類の写し(右端)に、「原本と相違ありません。」と記載し、申出者の㊟を押印して下さい。

【記入例】

原本と相違ありません
㊟

原本還付希望
書類(写し)